

## 令和4年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会日程

- 1 日 時 令和4年7月21日（火）午後6時から午後7時30分
- 2 場 所 第二庁舎801会議室
- 3 内 容
  - (1) 令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について
  - (2) 個人情報保有等届出状況の報告について
    - ① 住民基本台帳事務に係る支援措置申出書
    - ② 住民基本台帳事務における支援措置申出書等の変更について
    - ③ 環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」登録者情報リスト
    - ④ 健診申込書
    - ⑤ 訪問看護事業に係る様式一式
    - ⑥ 公共施設予約システム
    - ⑦ 小金井市公共交通事業者継続支援金交付申請書兼請求書
  - (3) 諮問事項
    - 諮問第5号 保育施設等における訪問看護業務委託について
    - 諮問第6号 子ども環境ワークショップ支援委託について
    - 諮問第7号 公共施設予約システムについて
    - 諮問第8号 3市交流連携及び地域資源魅力向上事業委託について
  - (4) その他
    - ア 令和3年度運用状況の報告について
    - イ 報告案件について
    - ウ 個人情報保護法改正に伴う対応の検討について
    - エ 次回日程について
- 4 出席者
  - 【会 長】
    - ・仮野 忠男
  - 【委 員】
    - ・井口 尚志 ・川井 康晴 ・白石 孝 ・立川 明 ・寺島 功

・中澤 武久 ・橋本 修 ・本多 龍雄 ・町田 博司 ・松行 彬子

**【市 側】**

加藤総務部長

<保育課>

三浦保育課長

清水保育課保育係係長

小林保育課保育係主任

<環境政策課>

岩佐環境政策課長

高野環境政策課環境係係長

井上環境政策課緑と公園係主任

<生涯学習課>

関生涯学習課長

中島スポーツ振興担当課長

岡本生涯学習課スポーツ振興係主査

<公民館>

鈴木公民館長

落合公民館事業係主査

<コミュニティ文化課>

河田コミュニティ文化課長

<交通対策課>

花野交通対策課長

越交通対策課交通対策係主任

<情報システム課>

山口情報システム課長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

島津情報公開主事

**【傍聴者】**

4名

**【仮野会長】**

皆さん、こんばんは。今日もよろしくお願ひいたします。

ただいまから令和4年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず審議に入る前に、委員の欠席者はいない予定でございますが、篠宮さんがこれからいらっしゃいますが、基本的には、現在、既に定員に達しておりますので、本会議は成立しております。

そこで、最初に令和4年度第1回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について行います。お手元に資料が置いてありますか。訂正の部分がありまして、事務局より説明がございますので、よろしくお願ひします。

ちょっと待って。今、篠宮さんが欠席という連絡があった。

いずれにしても、開会します。お願ひします。どうぞ。

**【総務課長】**

それでは、改めまして会議録の訂正でございます。

令和4年度第1回会議録につきましては、委員の皆様へ未定稿を事前に送付いたしましたして、川井委員より訂正の御指摘がございました。正誤表を机上に配付いたしましたので、御確認ください。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

川井さんは、これでいいんですね。

**【川井委員】**

結構です。中身を変えているわけではありませんので、大丈夫です。

**【仮野会長】**

分かりました。

僕が発言した不規則発言は消えていたな。

**【総務部長】**

一応そういう前置きをしていただくと、こちらでその辺は修文させていただくので。

**【仮野会長】**

結構でございます。それでは、この問題はいいですね。

それでは、次に移りましょう。

それでは、小金井市個人情報条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書により、報告と諮問をお願ひいたします。

その前に市長さんが来られない。

**【総務課長】**

本日、市長は出席の予定をしておりましたが、御家族の健康状態の問題がございまして、欠席となっております。代わりに部長から諮問させていただきます。

**【総務部長】**

どうぞよろしく申し上げます。

それでは、初めに報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回、御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが2件、届出変更に関するものが4件となります。

次に、諮問事項につきましては、今回諮問いたしますのは、1、個人情報保護条例第14条に基づく「公共施設予約システムについて」、2、個人情報保護条例第27条に基づく「保育施設等における訪問看護業務委託について」、「子ども環境ワークショップ支援委託について」、「3市交流連携及び地域資源魅力向上事業委託について」の合計4件となっております。

細部につきましては、事務局を通し説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしく申し上げます。

**【仮野会長】**

はい、分かりました。

ちなみに市長さんの御家族は軽い症状で、特に大きな問題はないらしい。

**【総務部長】**

そうですね。発熱があったということなので、念のためということで、すみません、今日は欠席させていただいております。

**【仮野会長】**

なるほどね。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局から説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、これに対する説明を事務局または担当課から受けることで進めたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により報告いたします。

1 ページを御覧ください。今回の届出は、開始 2 件、変更 5 件でございます。

2 ページは、部課別の明細となります。

3 ページから 4 ページはその内訳で、備考にある案件番号は、本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もでございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

なお、事前に追加送付しました案件の 9、「ネットワーク強靱化モデルの選定について」に関しましては、内部での検討が終了しておりませんので、本日の諮問案件から外させていただきました。

また、現在、コロナ感染者が急増しており、政府からは行動制限等の要請は出ておりませんが、感染症対策の一環として、審議会につきましては延長等ないように、効率よく審議を進めていただきたいと考えております。なるべく出席者同士の接触機会を少なくすることから、案件の進行につきましては、届出報告のみの案件と諮問を含む案件を分けることなく、各課の案件の届出順で進行を行わせていただきたく、よろしく願いいたします。

なお、今回は、委員の皆様より事前に質問等をいただいた案件がありまして、その質疑、回答についてまとめた資料をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧ください。先ほどの資料の次に入っております、ホチキス留めの横の紙のものです。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

分かりました。

それでは、案件 1 に入ります。皆様、いいですね。資料の 5 ページ目、案件 1、住民基本台帳事務における支援措置申出書。お願いします。

**【総務課長】**

それでは、5 ページを御覧ください。案件の 1、住民基本台帳事務における支援措置申出書等の変更について、企画政策課及び市民課の案件でございます。

令和 4 年 4 月 1 日より、住民基本台帳事務における DV 被害者に対する支援措置申出書の様式が変更されることとなりました。また、税証明等の支援措置処理を行う男女共同参画室においても個人情報追加保有があるため、両課の個人情報保有に関する変更の届出を行うものです。

なお、この件に関しましては、令和 4 年 3 月 31 日付に様式の変更が示され、また、令和 4 年 4 月 19 日付で固定資産税担当部局の連絡先についての情報提供がされたことから、関係各課で支援体制についての具体的な協議をする必要があ

ったため、届出が若干遅くなったという次第でございます。

6ページを御覧ください。届出番号1-30、配偶者からの暴力等による被害者の支援措置申出書、同意書でございます。

個人情報の変更内容は7ページ、変更後の様式を8ページから9ページにおつけしております。

次に、10ページを御覧ください。届出番号9-150、住民基本台帳事務に係る支援措置申出書でございます。

個人情報の変更内容は、11ページ、変更後の様式を12ページから14ページにおつけしております。

また、本件の変更の理由となった、国及び東京都からの通知を、15ページから21ページに参考におつけしております。

説明につきましては以上です。

**【仮野会長】**

ただいま説明がございました。御意見、御質問がございましたら、どうぞ。立川さん。

**【立川委員】**

立川です。

固定資産税の情報というのが法務局にもあると思うのですが、法務局との連携というのがありますか。

**【総務課長】**

この制度のそもそもの趣旨というのが、家庭の中で起こった暴力などに対して、被害者と加害者があって、加害者が被害者を探せないようにするというのが、制度の趣旨なのです。なので、誰がどこに住んでいるかという情報を取りに、地方自治体のほうでは、その情報の請求に来た場合に断ってほしいという支援申出があった場合に、そのように運用できるとされているもので、登記所では、例えばどこに住んでいるかまで分かるのかどうかというのはちょっと。

**【立川委員】**

登記簿には、変更を個人がしない限りは前のままだと思います。

**【総務課長】**

持ち主と、また住んでいる人というのは違うので、そこまで入っているかどうかというのは、また確認して報告させていただきます。

**【仮野会長】**

今日はいないんですね、そのことの。

【総務課長】

はい。届出なので。

【仮野会長】

はい。じゃ、次回に返答をいただくと。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

ほかに何か質問はありますか。ないですか。

今日は、全体の流れとしては、この通常の審議会のテーマと、もう一つ、いわゆる2,000個問題に関わる法律改正に伴う議論をしようと思っていましたが、世間ではコロナがどんどん増えていて、この会議も早めに終わったほうがいいのではないかという指摘もありまして、できるだけ急いで、しかし、抜かりのない審議をやりたいと思います。皆さんの御協力をお願いします。

それでは、案件1は終わって、案件2に移ります。

【総務課長】

それでは、22ページを御覧ください。案件の2、狂犬病予防法改正に伴う特例措置（マイクロチップ装着義務化）について、健康課の案件でございます。

令和4年6月1日に狂犬病予防法が改正され、犬猫の販売店、犬猫のディーラーに対し、犬猫にマイクロチップの装着及び環境省が指定登録機関とした、公益社団法人日本獣医師会が管理する情報登録サイトに、所有者情報等の登録が義務づけられ、これを完了した場合に鑑札とみなすという特例が設けられました。この法改正に伴い、6月1日以降に情報登録サイトの運営機関から個人情報を含む登録情報を入手しデータ保管することとなったため、個人情報の保有の届出をするものです。

23ページを御覧ください。届出番号41-570、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト」登録者情報リストでございます。

登録者情報の内容につきましては、24ページから25ページにおつけしてございます。

説明は以上です。

【仮野会長】

我々は人間の個人情報を保護する審議会なんです。犬猫の個人情報を保護する審議についてはボランティア。

【総務課長】

犬猫の所有者の情報。

【仮野会長】

そうか。

【総務課長】

所有者の氏名。

【仮野会長】

皆さん、どうですか。質問はありますか。いいでしょうか。ないようですので、この案件も承認ということで、お願いします。

それでは、案件3、お願いします。

【総務課長】

では、26ページを御覧ください。案件の3、教職員定期健康診断に係る申込書についてでございます。

本件につきましては、令和4年5月19日の第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会で職種名称の項目を含んだ保有等の届出を行いました。職種名称について、改めて検討した結果、職種によって受診項目や医師所見に差異はなく、実務上不要であるとの判断に至りましたので、職種名称の項目を削除するため、個人情報保有の変更届を提出するものです。

説明につきましては、以上です。

【仮野会長】

これは、町田さん、何か意見は。

【町田委員】

もう本当にそのとおりだと思います。何でこんなことが出てきたのか。前にも言ったのですが、そんなことを言う人は誰もいないと思う。ただ、案件が出てきたものですから、不思議だなということはずっと思っています。

【仮野会長】

我々の意見が通ったということになりますね。

【総務部長】

そういうことですね。

【仮野会長】

それでよろしいでしょうか。結構です。

じゃ、次に移ります。

【総務課長】

それでは、案件の4、29ページを御覧ください。保育施設等における訪問看

護事業について、保育課の案件でございます。

医療的ケア児の受入れに関し、医療的ケアを必要とする園児が、保育園で安全に生活が送れるよう、適切な医療的介助を行うため、訪問看護業務委託により体制の強化を行うことといたしました。これらの取組を行うに当たり、新たに個人情報情報を保有するため届け出るとともに、委託による実施を予定していることから委託の諮問をするものです。

30ページを御覧ください。届出番号15-60、訪問看護事業に係る様式一式でございます。保有する個人情報については記載のとおりで、次ページは、このことに関する委託の諮問書となっております。

参考として、32ページから39ページに本件で使用する様式、40ページには事業の概要をおつけしてございます。

説明については、以上です。

**【仮野会長】**

皆さん、いかがでしょうか。これ項目が多くて、全部調べるのは、点検するのは時間がかかるね。この一番のポイントはどこですか。担当課がいる？

**【総務課長】**

はい。

**【仮野会長】**

じゃ、教えてもらおう。一番重要なのはどこですか。今度の答申に関して。体制の強化を行うということは、どうでしょう。

**【保育係係長】**

保育課の保育係係長の清水と申します。

やはりお預かりするに当たって、安全にお子様をお預かりするには、そのお子様の健康状況を事前に把握して、どういった預かり方にしていくかというのを調整していくことが必要かと思っておりますので、やはり特にお子様の今の医療的ケアの状況であるとか、そのほかの障害であったりとか、体の状況、そういったところはかなり重要な情報になっていると考えています。

**【仮野会長】**

かなり丁寧に聞くわけですね。

**【保育係係長】**

そうです。事前にやはり丁寧に聞き取りすることが大切です。

**【仮野会長】**

例えばこの資料でいうと具体的に言うとどこですか。一番核心的なところは。

**【保育係係長】**

やはり、まず32ページの指示書と言われるもの、こちらはお医者様に、子どもさんを預かるに当たって書いていただくようなものになっていまして、この指示書に従って看護していく形になりますので、これはかなり重要だと言えるのかなと思っています。あとは、33ページ、34ページ辺りの体の状況についてもかなり重要な情報かなと考えております。

**【仮野会長】**

分かりました。これは非常にセンシティブな情報ばかりなので、保管というか、保管をよろしくお願いします。結構です。

ほかにはないですか。それでは、承認します。

次の。

**【総務課長】**

では、41ページを御覧ください。子ども環境ワークショップ支援委託について、環境政策課の案件でございます。

3歳以上の子どもを対象に、身近な環境問題をテーマとした体験型のワークショップを開催し、日常生活の中で環境保全につながる行動について学習し、環境保全活動に対する意識の啓発を図ります。また、環境問題を子ども同士や親子で考えることにより、ワークショップを通じて、子どもや親子が交流する機会を設けます。ワークショップ支援の実施について業務委託で行いますが、この際、受託者に申込者名簿の取扱いをしていただくため、諮問するものです。

取扱い個人情報につきましては、42ページに記載のとおりです。

参考として、43ページから45ページに委託の仕様書をおつけしてございます。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

皆さん、いかがでしょうか。特に質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、この案件を承認することといたします。御苦労さまでした。

**【総務課長】**

では、案件の6、46ページを御覧ください。小金井市公共施設予約システムについて、生涯学習課、公民館、コミュニティ文化課及び環境政策課の案件でございます。

現在運用しております公共施設予約システムの保守に関するサポートが終了

することに伴い、令和5年4月の施設予約より、新システムへの更新を行う予定です。また、現在、公共施設予約システムを運用しているスポーツ施設、公民館に加え、新たに集会施設、公園施設についても予約システムの導入を行う予定です。

公共施設予約システムについては、市民が公共施設の窓口に出向くことなく、自宅やその他の場所で、好きな時間に予約を行うことができ、利用者サービスの向上に大きな成果を上げております。その一方で、施設の窓口にて利用者の状況を確認する機会が減少しており、一部の利用者が、家族や知人のアカウントを利用したり、勤務先、在学先等の異動により利用要件を満たさなくなった後も継続して利用したりするケースなどが発生し問題となっております。

今回の公共施設予約システムの更新及び運用施設の追加に際し、公共施設の利用に関する公平性、公正性を確保するため、利用者要件の確認が適切に行えるよう、予約システムへの個人情報記録項目の追加及び変更を行うため保有個人情報の変更届出と電子計算組織の記録に関する諮問をするものです。

47ページに、本案件に関する個人情報の変更の届出、48ページに電算システムの諮問書をおつけしてございます。

取り扱う個人情報の変更内容につきましては、変更前が49ページ、変更後は50ページに記載してございます。

使用する様式につきましては、参考として、51ページ、52ページにおつけしてございます。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

ちなみに、47ページ、48ページに1枚差し込まれるということですか。どうぞ。

**【総務課情報公関係長】**

それが、訂正がありまして、47ページに間違いがありました。

皆様に事前に配付した内容と比べて、上の実施機関の管理責任者の部分が、管理責任者が小金井市長、訂正前は生涯学習係と書いてあったのですが、複数の課にまたがるので、それを全ての課を書くようにしたのと、管理責任者が生涯学習課長なのですが、今回、課が増えたので、担当する課が対象の全ての課になっているので、備考の「※2」のところのスポーツ振興担当課長、公民館長、コミュニティ文化課長、環境政策課長とちゃんと分けるように書いたところと、あと、保存年限が、システムに記録するので、1か月というのは間違いでして、基本的

にコンピューター、申請者が削除するまでずっと残っていて、長期で常に使う常用ということと、あと、電算入力「有」というところと、委託処理があるかという、システムメンテナンスがあるので、「有」ということで、大分間違っただけで、全部差し替えさせるような感じにしております。

**【仮野会長】**

これは分かったけど、ここにこう入っているだけで、説明がないのでは分からないよ。

**【総務課情報公関係長】**

そうですね。すみません。

**【仮野会長】**

分かりました。間違えてそのまま印刷したけど、見たら直っていなかったといったところだね。原因が分かりました。

この件で何か質問がある人は。井口さん。

**【井口委員】**

変更前と後で、16番以降ということですがけれども、以前の「生まれ年」が「生年月日」に変わったのは、これはいいと思うのですがけれども、この後の勤務先の名称、所在地、あるいは在学先の名称、所在地、これは現住所が小金井市でない場合に必要ということでしょうか。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

事務局から回答いたします。おっしゃるとおり、市内在住の方については情報として不要になりますが、施設によっては、市内在勤、在学の方も利用できる施設もございますので、その場合に入力する項目になります。

**【井口委員】**

その場合に、住所が市内の方は記載する必要はないと思うのですが、そういう勤務先及び在学については市外の方のみという対応でいいのではないかなと思うのですが、そういう仕組みにはしないのですか。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

おっしゃるとおり、運用上はそういう対応になって。

**【井口委員】**

17番以降、これは住所が市外の方のみというような、そういうエクスキューズというようなことがないのかなと思いました。

**【仮野会長】**

今、50ページの。

【井口委員】

ええ。17以降。市内在住者の方は、勤務先まで書く必要はないのですよね、多分。

【生涯学習課スポーツ振興係主査】

はい。御指摘のとおり修正、可能であれば、市外の方のみと分かるような名称の変更で対応いたします。

【仮野会長】

いいですか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

はい、分かりました。今の発言は大事ですので、よろしくをお願いしますね。

【生涯学習課スポーツ振興係主査】

はい、口頭で説明を。申請書には一応参考様式として記載はされておりますが、こちらには在勤、在学地の項目はありますが、それは市内の方は不要になりますので、それは現場で不要ですという御案内で対応しています。

【仮野会長】

井口さん、了解しましたか。

【井口委員】

そうですね。必ずしもそういう情報を提供する必要がない方も、何か必要なように見えたものですから、そこはしっかりと案内していただければと思います。

【寺島委員】

1つ質問していい？ せっかくなので。

【仮野会長】

はい、寺島さん。

【寺島委員】

もともとこれをやる理由というのが、利用要件の確認が適切に行えるようにということだったのですね。今の話を聞くと、何か記入しなくてもいいよという話もあるじゃないですか。記入されていなかった場合には、どうやって確認を取るのでですか。本来の目的としては確認を取ることだとすると、市内在住だろうが、在勤だろうが、入れておかないと確認ができないのではないかと思うのです。そもそもこれでどうやって確認を取るのでですか。何と照合するのでですか。公平性を確認するために確認をすると書いてあるのですが。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

まず、勤務先の名称、在学先の名称等を御申請いただく方は、市外在住の方を想定しております。市内在住の方についてはその情報は求めないというところで、まず御説明したいと思うのですが、市外在住で、市内在勤、在学の方がいらっしゃる場合には、勤め先が分かるものであるとか、学生証ですとか、そういったものを御提示いただいて、市外住所の方についても御登録をいただくというのを、受付のほうで確認するという流れになります。

**【寺島委員】**

じゃ、実際利用するとき確認をするということ。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

一番初めの利用者登録をする際に確認いたします。

**【寺島委員】**

登録のときに。でも、ここで書かれているのは、その後異動になったりとか転勤になったりとかということだから、最初に1回確認するだけだったら、それ以降の不正というのが。本来、それを見抜こうとしているということですよ。だとすると、最初の登録だけで、後は全部スルーだったら、全然やっていることは同じになりませんか。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

その改善方法としましては、もちろん勤務地、在学地に変更があった場合には、受付時に申し出ていただくように周知しておりますが、有効期限を設けて、その都度、受付で情報に変更がないかというのを確認して徹底していきたいとは思っています。

**【寺島委員】**

一応まだその有効期限は特に決めていないということですか。これから考えますよということですか。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

はい。

**【寺島委員】**

そうすると、もともと本来ここで書かれている、確認のため、途中で変わったときとか、転勤になったときの、もともとのそこら辺というのは想定されていないとか、まだ考えられていないという話になってしまいますよね。

**【生涯学習課スポーツ振興係主査】**

そうですね。

【寺島委員】

更新すること自体、期間も決まっていなければ、これから考えますということだとすると、本来の目的のところは全然抜けている気がするのですよ。いかがですかね。考えていただければいいのですけれども、何か違和感かなど。了解です。

【仮野会長】

今の御指摘、しっかり受け止めてください。

【生涯学習課スポーツ振興係主査】

はい。

【仮野会長】

それでは、ほかに、この件で御質問ありませんか。  
ないようですので、次に行きましょう。

【総務課長】

それでは、54ページを御覧ください。案件の7、3市交流連携及び地域資源魅力向上事業について、経済課の案件でございます。

本事業につきましては、前回の6月28日に報告させていただき、仮承認をいただいたものですが、本日正式に諮問するものです。なお、宿題としていただいております、小金井市の条例のみに従えばよいのかという御質問がございましたが、武蔵野市、三鷹市、小金井市、3市がそれぞれの条例に反しないよう、武蔵野市、三鷹市の条例施行規則にある委託契約の契約書記載事項が特記事項の中に組み込まれていることを確認しております。

説明につきましては、以上です。

【仮野会長】

前回これを質問したのは誰だったっけ。

【総務課長】

篠宮委員です。

【仮野会長】

篠宮さん、今日は来ていないんだね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

ほかに何かありますか。3市交流、うまくやってください。  
それでは、次に行きましょう。

【総務課長】

それでは、57ページを御覧ください。案件の8、小金井市公共交通事業者継続支援事業について、交通対策課の案件でございます。

本事業は、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減に伴う輸送収入の減少に加え、昨今の原油価格高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況に置かれている公共交通事業者に対し、政府より公共交通事業の経営支援等が求められていることから、支援金を交付することにより事業の継続に向けた支援を行い、市民の日常生活における移動手段の維持、確保に寄与することを目的とするものです。

申請に際しては、交通事業者のうち、個人タクシー事業者の支出状況が確認できる書類を収集するため、現在の届出の内容に一部追加が生じることから、個人情報保有の変更届出をするものです。

58ページを御覧ください。届出番号44-03、小金井市公共交通事業者継続支援金交付申請書兼請求書でございます。

変更する個人情報につきましては、記載のとおりで、変更後の様式を59ページから60ページにおつけしてございます。

また、参考として、要綱（案）を61ページから69ページにおつけしてございます。

説明につきましては、以上です。

**【仮野会長】**

どうぞ。寺島さん。

**【寺島委員】**

回答書のほうを見ると、個人タクシーが1者となっているのですけれども、私、もっとたくさんあるのかと思っていたのです。これは、対象のところは個人タクシーとしか書かれてないのですけれども、58ページですか、これは小金井市に登録されている個人タクシーということで、1者しかない。

**【交通対策課長】**

1者は、私どもが確認している個人タクシーの業者が1者だけということですので、もしほかにもあるようでしたら、届出をしていただければというところなのですが、その辺りホームページ等で周知はするのですが、私どもで把握している市内の個人タクシー業者は1者ということになります。

**【寺島委員】**

たくさんあるのかと思った。分かりました。

**【井口委員】**

よろしいですか。

【仮野会長】

どうぞ、井口さん。

【井口委員】

枠で囲っている趣旨からいくと、下から3行目に、個人タクシー事業者の支出状況となっているのです。61ページの要綱の1条の文面を見ると、「相当な収入の減少があったことに加え、原油価格高騰の影響を受けている交通事業者に対し」となっていて、収入の減少と、それから原油高騰、支出の増加ですよ。これを総合的に見てみたいように読めるのですけれど、支出だけ、原油価格の加算、増加申告だけが基準となるのでしょうか。

【交通対策課長】

令和3年度も同様の支援をやらせていただいたのですが、そのときは収入の減というところに重きを置いて、20%以上の減少があった月がある場合ということにさせていただいたのですが、今年度のものにつきましては、原油価格高騰というところが主に言われているところですので、今回は運行に係る燃料費の増加の率ということで、原油価格高騰に焦点を当てさせていただいて、このような要綱の仕組みとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【仮野会長】

ちなみに、自分も知らないことなんだけど、公共交通事業者というのは、個人タクシー事業者が、当市内には1者しかないということ。

【交通対策課長】

私どもで把握しているのは1者ということです。

【仮野会長】

分かった。公共交通事業者というのは、個人タクシー以外には何がありますか。

【交通対策課長】

路線バスの事業者ですとか、あとは法人のタクシー業者がございませう。

【仮野会長】

そういうところは対象にならないんだ。

【交通対策課長】

なります。

【仮野会長】

あ、なるのか。

【交通対策課長】

はい。今回個人情報として集めるのは個人タクシー事業者というところですので。

【仮野会長】

ああ、そういうことか。

【交通対策課長】

はい。この要綱に該当する公共交通事業者につきましては、路線バスの事業者ですとか、タクシー事業者の法人のほうの業者も該当することになります。

【仮野会長】

なるほど。それは別途事業支援しているわけね。

【交通対策課長】

この仕組みの中で一緒に申請していただければ支援する形になります。

【仮野会長】

そういうことか。そうか。それで個人1人だけになった。個人タクシーが1者しかないから。

【交通対策課長】

個人タクシーとしては1者把握しているところでございます。

【仮野会長】

分かりました。

【井口委員】

先ほどの関連。個人情報とは必ずしも関わりないのかもしれないのですが、この交付金の趣旨が、タクシー事業者の困窮度合いに対応して交付金をという、それからいくと、燃料費が前年度より増加したというのは、必ずしも困窮だけではなくて、今の時代、なかなか事業拡大というのではないかもしれないんですが、事業拡大に伴う燃料費の増加というのもあり得るわけですよ。それでも構わないということですか。

【交通対策課長】

一応国のほうから通知など来てございまして、国のほうでも関係閣僚会議等で、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分というのが創設されて、運輸、交通分野をはじめとする支援を重点化することとされたという通知等が来てございまして、その通知と一緒に資料もいただいております。やはり収入というか、乗客数がなかなかコロナ前までは戻っていないということで、収入が

なかなか戻らない状況に加えて、原油価格高騰で、今、非常に厳しい状況である交通事業者に対して支援するということで着目したような形で、国のほうからも通知が来ておりましたので、私どもとしても、その原油価格、収入の減収も併せてですけど、今回は原油価格高騰のところに焦点を当てさせていただきまして、このような要綱、仕組みで支援をしようということになったものでございます。

**【井口委員】**

国の事業に合わせたということですね。分かりました。

**【仮野会長】**

ほかには。どうぞ、本多さん。

**【本多委員】**

保存年限が5年となっているのですけれども、この支援事業はそんなに続かないということ想定しているのでしょうか。根拠というか。

**【交通対策課長】**

この事業自体は、基本的には今年度いっぱい終了させるものとなっております、国の臨時創生交付金を使わせていただいて、今回、市のほうで支援金のほうをさせていただく形でありまして、国の臨時創生交付金も今年度限りということになってございますので、それに合わせて今年度のこの支援ということになります。

**【仮野会長】**

ほかにはないですね。それでは、この案件も承認いたします。

これで終わりですね。それでは、諮問事項及び届出報告については、以上で審議を終了いたします。

次に、事務局からその他の報告について説明をお願いします。

**【総務課長】**

机上に配付しております、「小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況令和3年度」という資料がございます。こちらについては、毎年市議会に報告しているものと同様のものとなります。参考として置かせていただきますので、御覧ください。

それから、次にもう1件、個人情報の取扱いに関して、報道に発表した案件がございますので、報告させていただきます。机上に配付させていただきました、報道機関各位の資料を御覧ください。

「自立支援医療受給者証の誤発送について」というのが1枚目になっていると思いますが、資料左上と右上に庁議資料と入っておりますが、これは庁議といっ

て、市の幹部の会議なのでですけど、そこに出したままになってしまっていて、すみません。これは消してください。

始まりは、令和4年7月1日、小金井市報道機関各位というところからを報道機関に送ったものとなります。では、まず、上の自立支援医療受給者証の誤発送について御説明いたします。

漏えいした個人情報、受給者証に記載してある氏名、生年月日、住所、受給者番号などの1名分になります。誤発送の原因は、単純な手作業によるミスで、1名の方の発送物に、ほかの方の受給者証が重なって封入されてしまったものです。

経緯といたしましては、令和4年6月30日に、受け取った方からの連絡により判明いたしました。直ちに回収し、本来送るべきだった対象者の方へも同日中にお届けいたしました。その後、発生のおてんまつと再発防止策を取りまとめ、双方の当事者に提出し、7月1日に資料のとおりプレスリリースを行いました。その後、地元の新聞ですけれども、小金井新聞の7月11日発行号に掲載されたということです。

事態発生のおてんまつと再発防止策をまとめ、7月4日には双方の当事者宅を訪問の上、お渡しして御理解をいただいたところですが、御家族が精神医療の対象であるということは、一般に知られたくない要配慮個人情報にも当たると考えております。今後、このようなことがないように、十分に注意してまいります。

それから、本件につきましては、受給者証をほかの方へ送られてしまったほうの方から、全対象者に周知することを強く求められており、あわせて、郵送ではなく、窓口で直接受け取ることを要望されております。これまでも事前に申出があれば、窓口でのお渡しという対応を取っていたところですが、積極的な周知はしていなかったことから、今回の件を機に広く周知することとし、誤発送の概要と、窓口で直接お渡しすることもできることについて、ホームページと市報8月1日号でお知らせすることといたしました。

報告につきましては、以上です。

では次に、学童保育所内でのSDカードの紛失について御報告いたします。令和4年6月20日に学童保育所職員が、学童保育所に設置されているプリンターでSDカード内のデータをプリントアウトしようとしたところ、カメラにSDカードが入っていないことに気づき、直ちに学童保育所内を捜索しましたが、発見することができず、当該学童保育所職員より児童青少年課へ紛失の報告があったものです。

経緯といたしましては、6月20日に学童保育所職員が学童保育所のプリンターでデータをプリントアウトしようとしたところ、カメラにSDカードが入っていないことに気づいた。直近で撮影した学童保育所職員へ確認しましたが、撮影後1週間経過しており、撮影後のSDカードの状況等について正確に覚えていない状況でした。日中は学童保育を行っていることから探すことができなく、児童降所後の時間などにカメラを保管していた書庫内や学童保育所内を探索しましたが、発見できず、7月4日に学童保育所職員から児童青少年課学童保育係員へ紛失の報告がありました。同日、管理職に情報を共有し、その後、児童青少年課管理職等で聞き取りを当該職員に行った後、SDカードの学童保育所で保管している写真データの内容確認や、再度全職員への確認、学童保育所の検索を行いました。発見できなかったため、7月11日に小金井警察署へ紛失届を提出しました。同日、たまむし学童保育所に在籍している児童保護者へ経過報告、謝罪及び再発防止についてということで報告しました。

経緯については、以上となります。

報告につきましては、以上です。

【仮野会長】

誤発送のほうは、原因も分かっているし、再発防止策も打ち出した。一方、SDカードはいまだに見つからないの？

【総務課長】

見つからない。

【仮野会長】

この問題はどうするんですか。

【事務局】

一応、御意見があれば賜ると。

【仮野会長】

何か意見がある方。紛失の場合、見つけ出せというしかない。町田委員、どうぞ。

【町田委員】

紛失したのが6月20日で、報告したのが7月4日。随分日にちが空いているのですが、なくなった場合は、すぐに報告すると思うのですがけれども、校長とか所長のほうに。そこは、少しストップしたりするのが情報を守ることなのか。早く言ったほうがいいのか。どっちが情報を守ることなのか、よく分からない。

**【総務課長】**

基本的には市の内部でのルールでは、すぐに報告という指示をしておりますけれども、今回のこの学童保育所では、あるはずだということで探していたようでした。

**【総務部長】**

今、町田委員がおっしゃっていただいた、報告は即、すべきであったと考えております。

**【町田委員】**

そうですね。普通そうですね。

**【総務部長】**

今回の案件に関して言えば、現場での対応も重要ですが、即報告をあげたうえで、紛失したものかどうかも含め、どのような事務的手続きが必要であるか、児童青少年課とともに対応すべきであったものと考えております。

**【町田委員】**

なくした本人は、その日のすぐに報告していると思うのですね、上司というか、校長のほうに。それが、何で市のほうへは行かないのか。やっぱり処罰があるということですか。

**【総務部長】**

そこは意識的にということはないと思うのですが、やはり児童青少年課に即知らせるという、やはりその意識が薄かったと言わざるを得ない案件かなと、こちらも感じております。そこは今回の大きな反省点の一つだということを感じております。

**【仮野会長】**

どうぞ、松行委員。

**【松行委員】**

結局は、その結果は紛失か、あるいは盗難かというのも分からないわけですよね。盗難ということもあり得るわけですよね。

**【総務課長】**

その部分も、現場のほうで紛失届、紛失という形での届けをしたということで、こちらも聞いておりまして、その部分のところ盗難ということになると、誰でもがアクセスできるようなところに、そもそもそのカメラが置いてあったということになるのだらうと思うのですが、その判断は現場としては、内部で紛失したということの、一応これはもう児童青少年課も多分含めて、そうい

う状況的な判断だということで伺っていますので。

【松行委員】

でも、4番の紛失の原因というところが、これは職員1人が行っていたとなっていますよね。ですから、1人でやっていたということは、はっきり言うと、それは紛失か、あるいは盗難かどちらか、これははっきりとしてないということですよ。

【総務部長】

はい。現場でも原因が明らかに確定出来ているということではないと思われませんが、カメラの保管状況から紛失届という判断に至ったものと考えております。

【松行委員】

分かりました。

【仮野会長】

1週間たっているからね。

【仮野委員】

誰かが間違えて持って帰っちゃったんじゃないかな。カメラはあったんですよね。カードだけがなくなっているわけですよね。これは警察で調べてるの？

【総務課長】

紛失届ですので、もし落ちていたら連絡をいただけるかもしれない。

【仮野会長】

じゃ、しっかり見つけてください。こういうことは、本来は起きちゃいけないよな。この件についてはいいですか。

それでは、時間の関係もありますので、次に移ります。その他、ウ、個人情報保護法改正に伴う条例改正について、事務局から説明があります。説明をお願いします。

【総務課情報公関係長】

前回の委員の皆様からの指摘、調べてほしいということで、一応こちらのほうで分かる範囲で検討課題ごとに、参考として資料をお作りさせていただいております。それが、「個人情報保護法改正に伴う検討課題 資料7」と書いてあるものです。

まず、検討課題1の死者の個人情報に関する定義ということで、参考として、今回、前回も含まれていたのですが、ちょっと条文が長くて、イメージがつきにくいと考えまして、練馬区のほうで、現在、取扱要綱というのを作っているみたいなので、こちらをおつけしてございます。

3ページのほうに、今度、条例要配慮個人情報の条文のイメージということで、もし作るのだったら、こういう感じかなというので、一応これは参考にしているのはLGBTQ関係のことをイメージしたやつなのですけれども、こんな感じになるという。3ページですね。あくまでもこれは、もし作る場合はこんな感じになりますよということで作らせていただきました。

条例要配慮個人情報というのは、小金井市独自というか、地域性を考えて、小金井市単独で作るべきだというときに作らなきゃいけないので、これが小金井市独自に当てはまるかどうかというのは検討しなきゃいけないという状況にあります。東京の市部で22市の調査というか、今後はちょっと変わるかもしれないのですが、22市に聞いたところ、19市は制定の予定がないという回答を今もらっている状況です。ほとんどの市が、市の独自性がないということで、作る予定がないということをおっしゃいます。

次、4ページが、個人情報ファイル簿についてです。今の条例と新しい法律と比較表を作ってみました。最初に、届出等が必要な個人情報の定義として、小金井市、定型化、簿冊化ということを規定しているのですが、新個人情報のほうは、これ法律を引用したものなのですけど、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、2号が、電子計算機のほかでも、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものというふうな定義になっています。

対象となる人数とかは、条例だと今、規定がないので、本当に場合によっては、今日あった個人タクシーのように、1人でも届出が必要になる場合もあります。法律のほうは1,000人以上なので、例えば今日やった個人タクシーのやつは届出が不要という感じになります。

メリット、デメリットは、資料を御覧になっていただきたいと思うのですが、これは職員が考えたメリット、デメリットですので、委員の皆様が見るとちょっと違う観点とかあるかと思しますので、御覧になっていただければなと思います。

6ページのほうに、国が示した様式がございます。6ページ、7ページです。今後はこの様式は絶対作らなければならないくて、市区町村独自で個人情報の登録すべき項目を独自に決めても、追加では構わないのですが、それを追加する場合は必ず、小金井市ではないのですが、他市で質問したところ、備考に入れるよということなので、上の部分はもう、さっき会長がおっしゃったように、2,000個問題となっているようなことが増えるようなことになってしまうので、ここ

は絶対にいじらないで欲しいということは言われています。

個人情報ファイル簿についての説明は以上です。

4の情報公開については、資料はないのですが、検討課題5、手数料の状況です。手数料の状況については、これも22市に調査したところ、基本的には手数料無料で、コピー代や郵送代の実費を取るということで、ほぼどの市町村も現行のやり方を踏襲するというので、今、検討しているようです。ただ、これも今後変わるかもしれないのですが、この資料を作った段階では、一応手数料については無料で、実費だけを徴収するという感じにはなっています。

あと、検討課題の6、開示期限の他市の検討状況についてですけれども、こちらは22団体に調査したところ、現在の規定を、法律のほうは、30日までとなっているのですが、現在14日間を期限とする団体が多いのですが、法律の規定に合わせて30日にするという団体が9団体、現在の規定について、現在のとおりにするというのが8団体で、未定というのは、小金井市も含めて5団体となっております。なお、参考に現在の開示期限がどのようになっているのかを調べたところ、開示の決定まで15日にしているのは1団体で、一番多いのが14日、約2週間というのが17団体、10日以下が4団体です。1つが10日で、小金井市は7開庁日というので、大体10日ぐらいになります。一番短いところは、土日も含めて7日で開示をやるところが2団体あるという状況です。国の基準に合わせるというところは、開示期限が14日以上は、ここを国の基準に合わせて30日にしてしまったほうがいいのかというところが多かったです。

前回の宿題に合わせて作った資料は以上になります。

**【仮野会長】**

開示期限を国が30日と長いのはどうして。

**【総務課情報公開係長】**

個人情報保護法に統一化する前の行政機関が保有する個人情報保護に関する法律が30日だったので、国はそれに合わせて30日間にするということです。

**【総務課情報公開係長】**

一方、地方自治体はその期間を短くしたんだね。

**【総務課情報公開係長】**

そうですね。小金井市とかは短くしてあります。

**【仮野会長】**

小金井市は何日だけ。

【総務課情報公開係長】

請求日の翌日から起算して7開庁日なので、土日を含むと大体9日間ぐらいで、連休とかになると10日間ぐらいです。

【仮野会長】

その趣旨は。

【総務課情報公開係長】

なるべく早いほうがいいということと、そもそも国が個人情報保護法を制定する前から個人情報保護条例がありましたので、恐らく制定するときにはその日数で回答できると考えたのだらうとは思いますが。

【仮野会長】

分かりました。

当審議会は2つのテーマを、これからも追いかけていかなければいけませんけれども、既存の通常の審議事項がある審議会と、それから、国の法律改正に伴う2,000個問題に伴う条例改正に対する対応、この2通りあるんですね。今日はふだんの審議を1時間以上やりましたが、時間の関係で、そろそろ締めたほうがいいんですか。どうなんですか。

【総務課情報公開係長局】

それで、今回資料をお出ししておりますので、次回の条例改正に関する審議がスムーズにいくように、御質問や御意見がありましたら、また事前にお寄せいただいで、8月の回に臨めればよろしいかと思っております。

【仮野会長】

ちょっと待って。どうぞ最後まで。

【総務課長】

来週いっぱいぐらいまでに御意見や御質問をいただければと。

【白石委員】

来週いっぱい。具体的には。

【仮野会長】

次回は何日だっけ。8月。

【総務課長】

22日に決まっています。

【仮野会長】

8月22日。

【総務課長】

はい。

【白石委員】

来週末って、具体的にはいつになりますか。

【総務課長】

29日です。

【白石委員】

ちょっとそれに関連して。会長、よろしいですか。

【仮野会長】

いいですよ。

【白石委員】

審議が個別の検討課題1、2、3という形で進んできているんですけども、改めて、6月28日に配られた資料6、個人情報保護法改正に伴う検討課題で、条例案というのが一応サンプルとして出ているんですけど、例えばこれの冒頭の名称が、小金井市個人情報保護法施行条例案となっているんですよ。この名称自体が非常に象徴的であって、施行条例というの、丸々国の個人情報保護委員会のガイドラインに基づいて、手続条例として小金井市は制定しますよという姿勢になってしまうという解釈ができるんですよ。必ずしもこれは許容されないとか、しなければならないという、そういう項目ではないんですけども、ですから、検討課題のこの具体的な、何を対象とするのかとか、そういうことよりは、私が前からこだわっている基本的な問題点をもう少し整理をして、最初に議論をお願いしたいなど。

一番大きな問題は、基本的には、今、地方自治体が行う仕事というのは、自治体の事務なんですよ。機関委任事務というのは、分権法で廃止されましたから。そういう意味でいうと、それもその国そのものではない、外局の個人情報保護委員会が個人情報保護の官民全てを管理、監督する機関というふうに法律で定められているけれども、そこと地方自治体の関係はどうなんだと。特に許容されないとか、しなければならないということが、どこまで地方自治体にかぶさってくるのかという根本的な問題。これは逆に言うと、市長の姿勢の問題になると思うんですけども、やっぱりそこをある程度念頭に入れた議論をしていかないと、個別の、言わば技術的なやり取りで終わってしまうということを、ちょっと改めて、6月28日に配られたこの資料を見てみると感じてしまうんですよ。

実は、私の知り合いの都議会議員の関係者が、東京都の担当課長とやり取りをした中身を教えてもらったんですよ。どういうふうに言っているかという、

個人情報保護制度全般の有権解釈権が、国に帰属することと、個別法に基づき自治体が行う事務の解釈を自治体が行うこととは矛盾するものではなく、有権解釈権を持つ国が示すガイドライン等を踏まえて、踏まえてなんですけどね、自治体が個別事案の解釈を実施することとなりますというのが、一応東京都の担当課長の口頭での発言なんです。少なくともそういうことを踏まえて、絶対に法違反だから駄目だぞということと、可能な限り小金井市として、従来のこの保護制度を何とか維持していこうというところを押さえるのと、その仕分、区分けも含めてやっておかないと、この検討課題1から7を個別に議論してもどうかなという気がしているんです。

ですから、一応私は、ちょっとこの間忙しかったので、できなかったんですけど、来週末までにその辺のことに関しての基本的な考え方と具体的な私の考えを文書で提出したいなと考えています。

【総務課長】

1点よろしいでしょうか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【総務課長】

条例名は、今、白石委員がおっしゃったとおりで、法施行条例とするのか、小金井市個人情報保護条例とするのかということも、最終的にそこまで考える必要があると思っております。今、これは施行条例と入れておりますのは、どのような内容になるかが未定のためです。もし市独自の、例えば個人情報の登録を1,000件未満のものでもやっていこうとする、あるいは審議会はこういう役割を持つというような市独自の考え方を入れていくとすれば、法施行条例でなくてもよろしいのかなと考えております。

今、白石委員がおっしゃったようなことは、一番最初に、前回、資料5でお示しした対応方針というのを、今回宿題にはなっていないので、出しておりませんが、様々御意見をいただきまして、データ流通まで行くのではなくて、データ利活用にしたらいいのではないか、もう少し読みやすい書き方があるのではないかというお話もいただいております。ここをまとめることによって、条例の考え方もそれに沿ったものにしていけばよろしいのかと思っておりますので、対応方針についても御意見いただければと思います。

以上です。

【仮野会長】

対応方針というのは、市長が6月定例会で発言しましたね。それと基本的には同じなんだけども、そうすると、審議会への諮問等を通じて、透明性の確保に努め、その中で醸成された職員の緊張感が損なわれないように、法改正にのっとりつつ検討していくと、こういう点ですな。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

非常に一方では分かりやすく、一方では分かりにくいんだけど、どこにポイントがあるか。我々としては、緊張感が損なわれなく、改正案にしたいけどね。その辺のことも含めて、次から議論していくわけですけど、次が8月22日。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

この日は、いわゆる普通の案件はないわけですね。

【総務課長】

基本的にはございません。

【仮野会長】

今日はそろそろ終わりにしますが、8月22日の前に、何か別の資料が、我々に寄せられる。あなたが一斉にメールで送ったの、あれを含めて。

【事務局】

はい。そうですね。

【仮野会長】

皆さんのところにメールで行きましたでしょう。あとはカラーの複雑な。

【総務課長】

そうですね。案件9の予定は、あれはやらない。

【仮野会長】

やらないという。

【総務課長】

あれは、もしやるとすると、今回の審議会で審議していただかないと間に合わなかったんで、仮で一応出したんですけども、結局のところ、まだやるという決定ができていないので、恐らく次回もやらないと思います。

【仮野会長】

意味が分からない。

【総務課長】

内部での検討がまだ終了しておりませんので、今回急ぎお出ししましたが、恐らく……。ただ、担当としても急いでいるところがありますので、もしかしたらそれについては御説明をさせていただくかもしれません。もしかしたら急ぎ必要であれば御説明はさせていただくかもしれませんが、基本的には大部分は条例に関する審議を予定しております。

【仮野会長】

じゃ、この図面と、検討課題9。

【総務課長】

案件9。

【仮野会長】

案件9か。それはどうすればいい。あれは読んでおけばいいのか。

【総務課長】

また違うものを改めてお送りいたしますので。

【仮野会長】

そういうことなのね。

【総務課情報公関係長】

ですので、来週までの皆様の質問等を踏まえて、また作る資料があれば、事前に送付させていただきます。

【仮野会長】

なるほど。我々は質問したほうがいいんだけど、質問ぶりはどういうふうにすればいいの。例えば各項目ごとにやるとかどういう、思いついた疑問を出せばいいの。

【総務課長】

資料幾つどのどの部分についてというふうに明記していただければ、御意見や御質問が分かりやすいです。

【仮野会長】

なるほど。いっぱい資料をもらったんだけど、何がどの課題についてなのかはっきりしていないぐらい。一番分かりやすいのは、6月28日付の、もらった検討課題一覧ですか。

【総務課長】

はい。資料6とか。

【仮野会長】

資料3。

【事務局】

資料3、これは5月19日ですね。

【仮野会長】

分かりました。

それでは、皆さん、2,000個問題に関する考え方について、今、この場で質問したいこと、あるいは疑問点などありましたら、順次述べていただきたいと思うんですが。白石さんは、今のところないですか。

【白石委員】

さっき申し上げた根本のところでありまして。

【仮野会長】

ほかに皆さん。

中村さん、我々に対する説明について、お願いがあります。簡単に言うと、分かりやすく理路整然と説明するように心がけるようお願いします。

【総務課情報公開係長】

はい。

【仮野会長】

時々分からなくなる。

【事務局】

きちんと整理して、そこは。

【仮野会長】

今日はこれぐらいで終わっていいんですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

何か早過ぎるような気がして。

【総務部長】

1時間半近くになる。

【仮野会長】

それでは、皆さんコロナにかからないように、今日はこれで散会しましょう。御苦労さまでした。

— 了 —